

狭山市駅橋上駅舎・東西自由通路整備事業を西口再開発事業と一体的に整備



この図は、狭山市駅西口からのイメージ

狭山市駅橋上駅舎・東西自由通路整備事業は、狭山市駅を中心とした東西市街地の連続性を確保するとともに、駅の利便性や安全性の向上を図り、「狭山市の顔」にふさわしい駅の形成を図ります。また、本事業にあわせ店舗なども整備される予定です。現在計画している概要をお知らせします。

■施設の概要

- 東西自由通路
- 階段：1か所(東側)
- エスカレーター：2基(東側上下各1基)
- エレベーター：1基
- 幅員：約7m
- 延長：約80m
- 面積：約700㎡
- 西側の部分は、狭山市駅西口再開発事業で設置される、ペDESTリアンデッキへ接続します
- 橋上駅舎
- 階段：2か所
- エスカレーター：4基(上下各2基)
- エレベーター：2基
- 面積：約1千㎡
- 駅務室：1か所
- トイレ：1か所(多機能型を含む)

■今後の予定

19年度	調査・設計
20年度	工事着手
21年度	橋上駅舎と東西自由通路の一部を供用開始
22年度	東西自由通路の完成

■橋上駅舎・東西自由通路の概算事業費

約25億円(設計費、工事費など)

■よくあるご質問

- Q1 現在の地下通路はどうなるの？
- A1 橋上駅舎・自由通路の整備により閉鎖します。
- Q2 現在の改札口はどうなるの？
- A2 現在の東西改札口は廃止し、ごなたでも安心して利用できるよう、バリアフリー化した橋上駅舎へ集約します。

■ご意見・ご要望を

お待ちしております

本事業について、「ご意見・ご要望」がありましたら、封書、ファックス、Eメールで、狭山市駅西口開発事務所へお寄せください。

なお、皆さんのご意見やご要望を参考に事業を進めさせていただきますが、ご意見やご要望に添えない場合もあります。また、いただいたご意見などに個別に回答するようはありませんので、ご了承ください。

狭山市駅周辺の工事にご協力をお願いします

狭山市駅西口地区市街地再開発事業に伴い、駅周辺の建物などの除却や整地工事が1月初旬から始まります。今後、工事車両などの往来がありますが、安全対策に万全を期して工事を行います。工事中ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。問合せUR都市機構狭山市駅西口監督員事務所へ 2953 3308

■ご要望・問合せなどはこちらへ

狭山市駅西口開発事務所
〒350 1305 入間川1

4 80
2955 0023
2955 0393

☒ nisiguti@city.sayama.
saitama.jp

後期高齢者医療制度の保険料が決まりました

高齢者の医療の確保に関する法律の施行で、平成20年4月から新たに独立した医療制度が始まります。今回は、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会で保険料が決まりましたのでお知らせします。

●平成20・21年度の保険料

平成20年4月1日以降は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある方で、申請して広域連合から認定を受けた方は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、保険料を納めていただくこととなります。

保険料の計算内容

保険料の計算 個人単位

保険料の内訳 均等割(被保険者全員が均等に負担する部分)...年額42,530円 所得割(被保険者の所得に応じて負担する部分)...料率7.96%

保険料の上限 年額50万円

保険料の算定方法

基礎控除額

均等割(年42,530円) + 所得割(総所得金額等 - 330,000円) × 所得割率7.96% } = 保険料

保険料の参考例

世帯構成	公的年金収入など	軽減割合	均等割	所得割	年間保険料
単身75歳	公的年金収入153万円以下	7割	12,750円	0円	12,750円
単身75歳	公的年金収入208万円	-	42,530円	43,780円	86,310円
夫77歳(世帯主) 妻75歳	夫:公的年金収入235万円 妻:公的年金収入79万円	2割 2割	34,020円 34,020円	65,270円 0円	99,290円 34,020円
夫77歳 妻75歳 子48歳(世帯主)	夫:公的年金収入79万円 妻:公的年金収入79万円 子:営業所得300万円	- - -	42,530円 42,530円 -	0円 0円 -	42,530円 42,530円 -
本人77歳 子48歳(世帯主)	本人:公的年金収入79万円 子:給与収入120万円	5割 -	21,260円 -	0円 -	21,260円 -

●保険料(均等割)の軽減措置

所得が低い世帯の方は、世帯の所得に応じて均等割が軽減されます。また、後期高齢者医療の被保険者となる前日に被用者保険(国民健康保険以外の医療保険)の被扶養者だった方は、保険料の均等

割が2年間、5割軽減され、所得割は賦課されません。ただし、平成20年度は特別措置として、4月から9月までの保険料が免除され、10月から21年3月までは、均等割の9割が軽減されます。

軽減割合は、被保険者と世帯主を合計した所得金額を基に、次の基準で決まります。

7割軽減(12,750円):33万円(基礎控除)以下

5割軽減(21,260円):33万円(基礎控除)+24.5万円×世帯主でない被保険者数 以下

2割軽減(34,020円):33万円(基礎控除)+35万円×被保険者数 以下

年金収入で公的年金控除を受けた方は、高齢者特別控除(15万円)が上乗せ控除されます

●保険料の納め方

特別徴収 年額18万円以上の年金受給者は、原則として年金から天引きされます。ただし、平成20年度は、7月から9月までは納付書で納めていただき、年金からの天引きは10月からとなります

普通徴収 特別徴収以外の方は、納付書(口座振替あり)で納めていただきます。納付書は、7月に送付します

問合せ福祉課内線1516か埼玉県後期高齢者医療広域連合へ 048 833 3222

詳しくは、広域連合のホームページをご覧ください
<http://www.saitama-koukikourei.org/>

●後期高齢者医療制度に関する地区説明会

日	時	会場
1月22日	10時~11時	新狭山公民館
	14時~15時	奥富公民館
1月23日	10時~11時	水富公民館
	14時~15時	柏原公民館
1月24日	10時~11時	堀兼公民館
	14時~15時	入間公民館
1月25日	10時~11時	狭山台公民館
	14時~15時	中央公民館